

江別市個人情報保護条例の一部改正（案）について

1 改正する理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）が、平成25年5月に公布され、平成28年1月から個人番号の利用が開始されます。

個人番号は、不正な利用等が行われないう厳格に取り扱う必要があり、番号法では個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」と定義し、国や独立行政法人が保有する特定個人情報について、一般の個人情報より手厚い保護措置を設けています。

地方公共団体が保有する「特定個人情報」については、番号法第31条で、地方公共団体に対し、番号法の趣旨を踏まえた適正な取扱いを確保するための、また、開示、訂正、利用停止等を実施するための必要な措置を講じなければならない旨を規定しています。

そこで、市が保有する「特定個人情報」について必要な措置を講ずるため、江別市個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）を改正しようとするものです。

2 改正の概要

改正項目	特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	情報提供等記録	説明
用語の定義	番号法で新たに定義された「特定個人情報」や「情報提供等記録」の用語について定義します。 ○ 特定個人情報：個人番号を内容に含む個人情報 ○ 情報提供等記録：情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報がどの機関間でやりとりされたかに係る記録（アクセスログ）		
利用目的以外の目的での利用	個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき以外は、原則、利用目的以外での利用を禁止します。	利用目的以外での利用を禁止します。	特定個人情報は、利用目的以外の目的での利用について、通常の個人情報よりもさらに厳格に利用が許容される例外事由を限定しています。 また、情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、利用目的以外の目的での利用を禁止します。

改正項目	特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	情報提供等記録	説明
開示・訂正・利用停止等の請求者	本人、法定代理人及び任意代理人による開示請求、訂正請求及び利用停止請求を認めます。	本人、法定代理人及び任意代理人による開示請求及び訂正請求を認めます。	特定個人情報については、その性格から、本人の関与について一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人に対しても開示請求、訂正請求及び利用停止請求（情報提供等記録を除く。）を行うことを認めます。
利用停止請求ができる場合の要件	次の違反があった場合に利用停止請求を認めます。 ①利用制限に対する違反 ②収集制限・保管制限に対する違反 ③ファイル作成制限に対する違反 ④提供制限に対する違反	利用停止請求は認めません。	番号法では、特定個人情報について、番号法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、条例においても同様の措置を講じます。 なお、情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めません。
他の法令等による開示の実施との調整	他の法令等の規定により開示することができる場合であっても、条例による開示の実施を認めます。		他の法令等により条例と同一の方法の開示が定められている場合は、当該法令等により開示することとしています。マイナポータルによる情報開示の方がより市民の利便性が高い場合も想定されることから、他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合でも、番号法に基づくマイナポータルを通じた開示を可能とします。

※ マイナポータル … 自己の特定個人情報が行政機関において、どのようにやりとりされたかなどを確認できる仕組み。

改正項目	特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	情報提供等記録	説明
訂正の通知	規定しません。	訂正した場合に、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知します。	情報提供等記録は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものなので、訂正した場合は、これらの者に通知することとします。
委託規定の適用除外	個人番号利用事務等の委託については、条例の委託規定を適用除外とします。		番号法では、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用し処理する事務（個人番号利用事務）と個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務（個人番号関係事務）は、それぞれ委託が認められているが、これらを委託した場合は、番号法による委託の規制を受けることから、条例の委託に関する規定は、適用除外とします。

3 施行の時期

条例の改正は、平成27年10月5日からの施行を予定しています。ただし、利用情報提供等記録に関する規定などは、段階的に施行される番号法の規定の施行日からの施行を予定しています。